



春日溪谷 (嬉野町)

資料編





和泉式部公園（塩田町）

1

嬉野市文化振興審議会設置条例

平成26年6月25日

条例第18号

(設置)

第1条 本市における文化の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興に関すること。
- (2) 文化振興基本計画の策定及びその実施に関し必要な事項の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術又は芸能に関する団体の関係者
- (2) 文化振興に知見の高い者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2

嬉野市文化振興審議会名簿

(敬称略、委員は五十音順)

	役職	氏名	所属
1	会長	森山 正孝	一般公募
2	副会長	梶原 靖則	一般公募
3	委員	青木 克巳	嬉野市観光協会
4	委員	一ノ瀬信義	嬉野市文化連盟嬉野文化部（吟詠）
5	委員	江口 浩	嬉野市郷土史研究会
6	委員	木原 靖弘	音楽関係
7	委員	副島 謙一	肥前吉田焼窯元協同組合
8	委員	高島 郁子	子ども会関係
9	委員	徳永佳代子	お茶関係
10	委員	東島美和子	嬉野市文化連盟塩田文化部（箏）
11	委員	松尾 紀成	嬉野市文化財保護審議会
12	委員	水山 清吾	塩田津町並み保存会
13	委員	森 四朗	嬉野市文化連盟塩田文化部（短歌）
14	委員	森 繁晴	嬉野市社会教育委員会
15	委員	山田マサヨ	嬉野市文化連盟嬉野文化部（手芸）

◇アドバイザー 佐賀女子短期大学 副学長 田口 香津子氏

3

策定経過

期日	検討内容
平成27年1月23日	第1回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①審議会について ②基本計画について ③その他
平成27年1月～2月	嬉野市文化振興のための市民・小中学生アンケート調査実施
平成27年2月24日	第2回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①アンケートについて ②文化振興基本計画についての説明 ③ヒヤリングシートについて（各自紹介） ④その他
平成27年3月24日	第3回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①市民アンケートについて（結果速報） ②文化振興基本計画策定について（スケジュール案） ③意見交換（ヒアリングシート） ④その他
平成27年5月26日	第4回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4基本方針）の 閣議決定についての報告 ②文化振興の基本方針検討に向けた課題の整理 ③その他
平成27年6月30日	第5回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①文化芸術の振興に関する国の動向について ②文化振興基本計画の素案について
平成27年7月28日	第6回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①施策の体系（案）について ②その他
平成27年10月13日	第7回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①文化振興基本計画策定状況について ②文化振興基本計画素案について ③キャッチコピー案について ④その他
平成27年12月1日～ 平成27年12月28日	『嬉野市文化振興基本計画（案）』のパブリックコメントの実施
平成28年1月19日	第8回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①パブリックコメント結果について ②文化振興基本計画の答申について ③市長への答申 ④今後の予定について ⑤その他

4

嬉野市の主な文化資源

嬉野市指定文化財

平成28年3月現在

	名称	指定主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
国指定	カササギ生息地 (かささぎせいそくち)	国	天然記念物		鳥類	T12.3.7	広域
	嬉野の大チャノキ (うれしののおおちゃのき)	国	天然記念物	1株	茶樹	T15.10.20	嬉野町大字不動山
	木造不動明王及び二童子像 (もくぞうふどうみょうおうおよびにどうしぞう)	国	重要文化財	3軀	彫刻	S25.8.29	嬉野町大字吉田永寿寺
	西岡家住宅 (にしおかけじゅうたく)	国	重要文化財	1棟	建造物	S49.2.5	塩田町大字馬場下
	不動山窯跡(肥前磁器窯跡) (ふどうやまかまあと(ひぜんじきかまあと))	国	史跡	1基	近世窯跡	S56.3.25	嬉野町大字不動山
国選定	嬉野市塩田津 (うれしのししおたつ)	国	重要伝統的建造物群保存地区	大字馬場下地区の一部	重要伝統的建造物群保存地区	H17.12.27	塩田町大字馬場下甲の一部
国登録	杉光陶器店、主屋、一の蔵、二の蔵、三の蔵 (すぎみつとうきてん、おもや、いちのくら、にのくら、さんのくら)	国	登録有形文化財	4件	建造物	H10.9.25	塩田町大字馬場下
	池田家住宅、主屋、座蔵、石垣 (いけだけじゅうたく、おもや、ざくら、いしがき)	国	登録有形文化財	3件	建造物	H21.5.14	塩田町大字五町田
県指定	両岩の小浮立 (もろいわのこぶりゅう)	県	重要無形民俗文化財		民俗芸能	S35.3.24	嬉野町大字吉田両岩神社
	唐泉山の椎の天然林 (とうせんざんのしいのてんねりん)	県	天然記念物		椎	S39.5.23	嬉野市 唐泉山
	石造眼鏡橋 (せきぞうめがねばし)	県	重要文化財	1基	建造物	S40.7.23	塩田町大字谷所八天神社
	木造神像及び仏像 (もくぞうしんぞうおよびぶつぞう)	県	重要文化財	5軀	彫刻	H1.3.27	嬉野町大字吉田両岩神社

	名称	指定主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
嬉野地区	明治初期の本村地籍図 (めいじしょきのほんむらちせきず)	市	重要文化財	1幅	古文書	H2.9.1	嬉野町大字下宿 (温泉区)
	千室神社のクスノキ (ちむろじんじゃのくすのき)	市	天然記念物	1株	楠	H2.9.1	嬉野町大字不動山
	春日大明神の大イチョウ (かすがだいましょうじんののおいちょう)	市	天然記念物	1株	公孫樹	H2.9.1	嬉野町大字吉田
	瑞光寺のクスノキ (ずいこうじのくすのき)	市	天然記念物	1株	楠	H10.11.10	嬉野町大字下宿
	大野原のクワノキ (おおのはらのくわのき)	市	天然記念物	1株	桑	H10.11.10	嬉野町大字岩屋川内
	湯野田大師堂の板碑 (ゆのたたいしどうのいたび)	市	重要文化財	2基	石造物	H16.6.30	嬉野町大字下宿
	納戸料の百年桜 (なんどりょうのひゃくねんざくら)	市	天然記念物	1株	桜	H21.8.28	嬉野町大字吉田
	川上丹生神社の肥前狛犬 (かわかみたんじょうじんじゃのひぜんこまいぬ)	市	重要文化財	1対	石造物	H23.8.1	嬉野町大字不動山
塩田地区	石造仁王像(本應寺) (せきぞうにおうぞう(ほんのうじ))	市	重要文化財	1対	彫刻	S55.7.12	塩田町大字馬場下
	石造仁王像(常在寺) (せきぞうにおうぞう(じょうざいじ))	市	重要文化財	1対	彫刻	S55.7.12	塩田町大字馬場下
	石造仁王像(光桂寺) (せきぞうにおうぞう(こうけいじ))	市	重要文化財	1対	彫刻	S55.7.12	塩田町大字五町田
	石造線彫地藏尊像 (せきぞうせんぼりじぞうそんぞう)	市	重要文化財	1基	彫刻	S55.7.12	塩田町大字馬場下 (個人蔵)
	経筒(青銅製) (きょうづつ(せいどうせい))	市	重要文化財	1筒	考古	S55.7.12	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	鬼塚古墳 (おにづかこふん)	市	史跡	1基	古墳	S56.3.25	塩田町大字久間
	織部灯籠 (おりべとうろう)	市	重要文化財	1基	石造物	S59.10.3	塩田町大字五町田 (個人所有)
	宝篋印塔 (ほうきょいんとう)	市	重要文化財	1基	石造物	S59.10.3	塩田町大字五町田
	八天神社文書 (はってんじんじゃもんじょ)	市	重要文化財	2巻 (37通)	古文書	S63.6.21	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)

	名称	指定主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
塩田地区	染付型紙摺花唐草文皿 (そめつけかたがみずりはなからくさもんざら)	市	重要文化財	1枚	工芸品	H3.12.6	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	西山陶山社 (にしやまとうざんしゃ)	市	史跡		石造物	H4.7.14	塩田町大字久間
	水神社(天草陶石製) (すいじんしゃ(あまくさとうせきせい))	市	重要文化財	1基	石造物	H4.7.14	塩田町大字久間
	江口家文書(天相日記等) (えぐちけもんじょ(てんそうにっきとう))	市	重要文化財	22冊	古文書	H6.1.17	塩田町大字馬場下 (個人蔵)
	常在寺 仏像 (じょうざいじ ぶつぞう)	市	重要文化財	7軀	彫刻	H8.7.3	塩田町大字馬場下
	東山山神 (ひがしやまやまがみ)	市	史跡		石造物	H10.3.11	塩田町大字久間
	八幡宮愚童記 (はちまんぐうどうき)	市	重要文化財	上下巻	絵画	H10.12.8	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	志田村庄屋文書(志田神社) (しだむらしょうやもんじょ(しだじんじゃ))	市	重要文化財	122通	古文書	H13.1.19	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	木造狛犬(味島神社) (もくぞうこまいぬ(あじしまじんじゃ))	市	重要文化財	1対	彫刻	H13.1.19	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	吉浦神社参道の石造眼鏡橋 (よしうらじんじゃさんどうのせきぞうめがねばし)	市	重要文化財	1基	建造物	H14.4.18	塩田町大字五町田
	天保五年銘の唐箕 (てんぽごねんめいのとうみ)	市	重要文化財	1台	民具	H15.11.19	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	芝山五溪翁墓 (しばやまごけいおうぼ)	市	重要文化財	1基	墳墓	H17.7.6	塩田町大字五町田 (個人所有)
	畦川内綾竹踊り (あぜがわちあやたけおどり)	市	重要無形民俗文化財		民俗芸能	H17.7.6	塩田町大字馬場下 (畦川内綾竹踊保存会)
	十六善神の古面 (じゅうろくぜんしんのこめん)	市	重要文化財	2面	彫刻	H17.12.27	塩田町大字大草野 (個人所有)
	大草野南下六地藏石幢 (おおくさのみなみしろくじぞうせきどう)	市	重要文化財	1基	石造物	H17.12.27	塩田町大字大草野
角の谷六地藏石幢 (かくのたにろくじぞうせきどう)	市	重要文化財	1基	石造物	H17.12.27	塩田町大字大草野	

	名称	指定主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
塩田地区	西岡家の家相図 (にしおかけのかそうず)	市	重要文化財	2枚	絵画	H19.7.30	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	旧下村家住宅 (きゅうしもむらけじゅうたく)	市	重要文化財	1棟	建造物	H20.7.1	塩田町大字馬場下
	多久図書頭茂富の墓 (たくずしょのかみしげとみのはか)	市	重要文化財	1基	石造物	H20.7.1	塩田町大字谷所
	たっちゅうさん(鍋島茂治一門 供養塔) (なべしましげはるいちもんくよう とう)	市	重要文化財	1基	石造物	H20.10.23	塩田町大字久間
	光武の十郎藤 (みつたけのじゅうろうふじ)	市	天然記念物	1株	藤	H22.12.16	塩田町大字久間
	大黒町遺跡出土遺物 (だいこくまちいせきしゅつどいぶつ)	市	重要文化財	130点	考古	H27.6.2	塩田町大字五町田

近代化産業遺産（志田の窯業関連遺産）

名称	指定主体	種別	種類	指定年月日	所在地
志田焼の里博物館 (しだやきのさとはくぶつかん)	国 (経済産業省)	近代化産業遺産	建造物	H21.2.6	塩田町大字久間
志田焼資料館の所蔵物 (しだやきしりょうかんのしょぞうぶつ)	国 (経済産業省)	近代化産業遺産	志田焼 及び 関連資料	H21.2.6	塩田町大字久間
志田の蔵 (しだのくら)	国 (経済産業省)	近代化産業遺産	建造物	H21.2.6	塩田町大字久間

22世紀に残す佐賀県遺産

名称	指定主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
志田焼の里博物館 (しだやきのさとはくぶつかん)	県	佐賀県遺産	建物全域	建造物	H17.11.18	塩田町大字久間
旧美野分教場 (きゅうみのぶんきょうじょう)	県	佐賀県遺産	1棟	建造物	H20.2.8	塩田町大字五町田
池田家住宅 (いけだけけじゅうたく)	県	佐賀県遺産	2棟	建造物	H20.2.8	塩田町大字五町田

5

関連法規等

1. 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。